**〇販売主任者の選任区分と必要な資格、経験について**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 販売所の区分 | ガスの種類、経験 | 資格 |
| アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、水素、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン及びモノシランの販売所 | アルシン、ジシラン、ジボラン、セレン化水素、ホスフィン、モノゲルマン及びモノシラン上記の高圧ガスのうち、１種類以上について製造又は販売に関する６月以上の経験 | 甲種化学責任者免状乙種化学責任者免状甲種機械責任者免状乙種機械責任者免状第一種販売主任者免状上記免状いずれかの免状交付を受けているもの |
| アセチレン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、水素及びメタンの販売所 | アンモニア、一酸化炭素、酸化エチレン、クロルメチル、シアン化水素、石炭ガス、トリメチルアミン、モノメチルアミン及び硫化水素上記の高圧ガスのうち、１種類以上について製造又は販売に関する６月以上の経験 |
| アセチレン、水素及びメタンの販売所 | アセチレン、油ガス、エタン、エチレン、塩化ビニル、水性ガス、水素、メタン及びメチルエーテル上記の高圧ガスのうち、１種類以上について製造又は販売に関する６月以上の経験 |
| 塩素、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄及び四フッ化ケイ素の販売所 | 亜硫酸ガス、塩素、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ブロムメチル及びホスゲン上記の高圧ガスのうち、１種類以上について製造又は販売に関する６月以上の経験 |
| 酸素（スクーバダイビング呼吸用のガスであって、当該ガス中の酸素の容量が全容量の40％未満のものを除く。）の販売所 | 酸素の製造又は販売に関する６月以上の経験 |